

(案)

名古屋市

人とペットの共生推進プラン

令和2年 月

名古屋市

目 次

第 1 章 計画の基本事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の現状
- 3 計画の目的
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間

第 2 章 推進体制と執行管理

第 3 章 人とペットの共生ロードマップ

第 4 章 計画の数値目標

第 5 章 目標達成に向けた具体的施策

- 1 動物愛護の普及啓発
- 2 飼主等への指導啓発
- 3 ペット関係事業者との連携
- 4 殺処分ゼロに向けた取り組み
 - (1) 収容頭数削減に向けた取り組み
 - (2) 譲渡頭数増加に向けた取り組み

資料編

- 1 市民アンケートの結果
- 2 計画の策定経過

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

名古屋市では各区の保健センターと名古屋市動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）を中心に、公益社団法人名古屋市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、名古屋市保健環境委員会、関係事業者団体、動物愛護団体や市民の皆様との連携のもと、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）や名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「本市動物愛護条例」という。）、平成 20 年 3 月に策定された愛知県動物愛護管理推進計画などに基づき、動物愛護や適正な飼養・管理に関する様々な取り組みを行ってきました。その結果、近年、犬猫の殺処分頭数と収容頭数が大きく減少しています。

しかし、犬猫に迷惑を感じている市民の割合は市民全体の 3 割を超え、またのら猫が生み捨てた自力で生きていくことができない子猫（以下「自活不能猫」という。）の収容頭数は依然として多く、加えて超高齢社会の進展を背景に、飼主の病気療養や施設への入所といった理由による引取り依頼が多くあります。さらに、多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加しており、これらへの対応が新たな課題となっています。

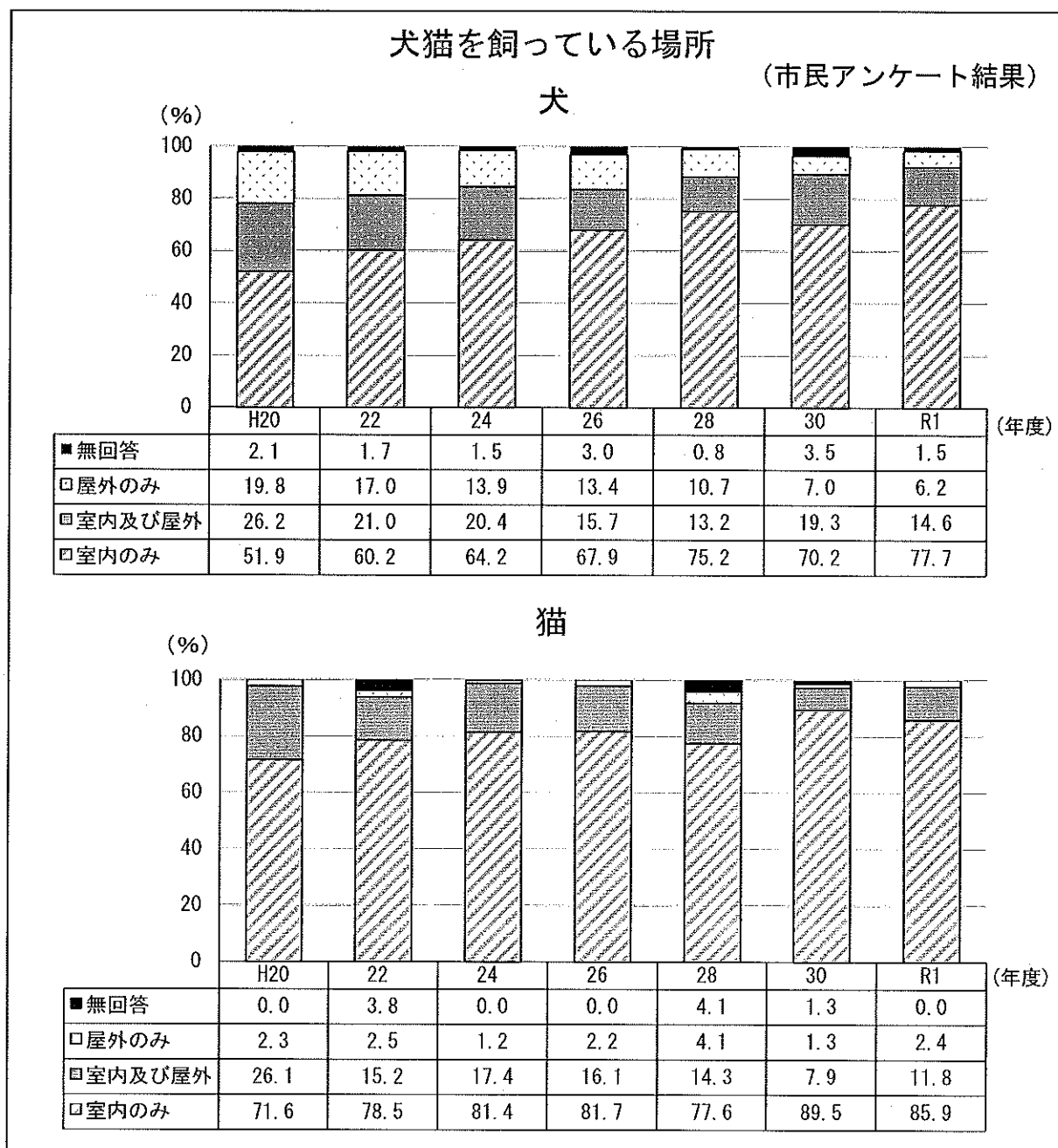
こうしたことから本市は、行政、関係団体、事業者、そして市民が互いに協力し、愛護センターの犬猫の収容頭数を減らしつつ、譲渡頭数を増やす取り組みの推進と、動物の愛護と適正な飼養についての関心や理解をいっそう深める活動を行うことなどにより、犬猫の殺処分ゼロを目指し 1 頭でも多くの犬猫の命を救うとともに、犬猫による迷惑をこれまで以上に減らし、もって人とペットの共生するまち・なごやを実現するため、「名古屋市人とペットの共生推進プラン」を策定することとしました。

※ 本計画におけるペットは人との関わりのある動物をいい、純粋な野生状態の下にある動物は含みません。

2 本市の現状

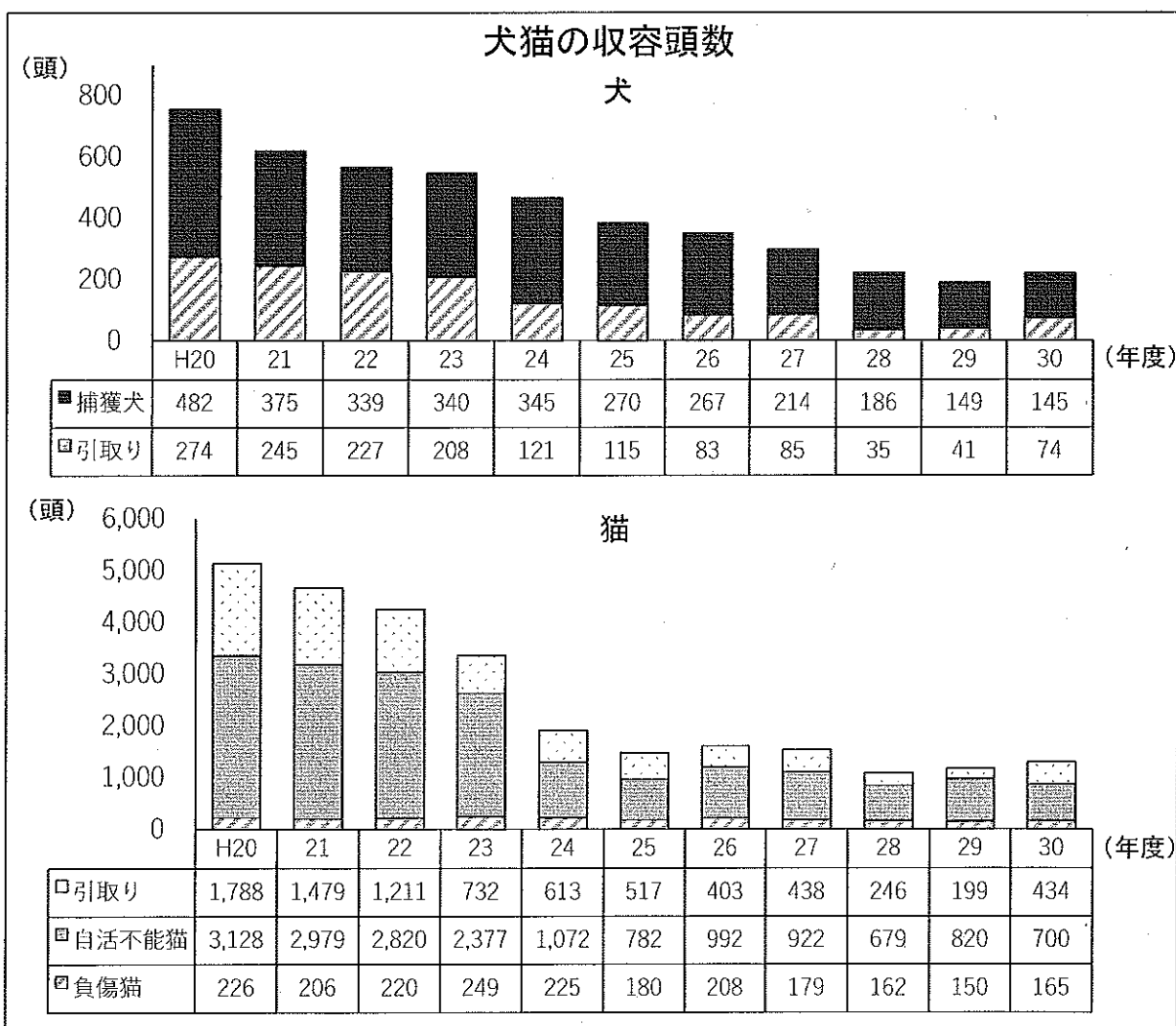
本市では、犬猫を中心に多くのペットが飼われています。本プランの策定にあたって令和元年度に行った市民アンケートにおける犬猫を飼っていると回答した市民の割合から犬猫併せて合計 20 万世帯以上の家庭で犬猫が飼われていると推測されます。

また犬猫を室内で飼う割合は増加する傾向にあり、犬はトイ・プードルやチワワなど、日本の住環境でも飼育しやすい室内飼育向けの小型犬の人気の引き続き高い傾向があります。



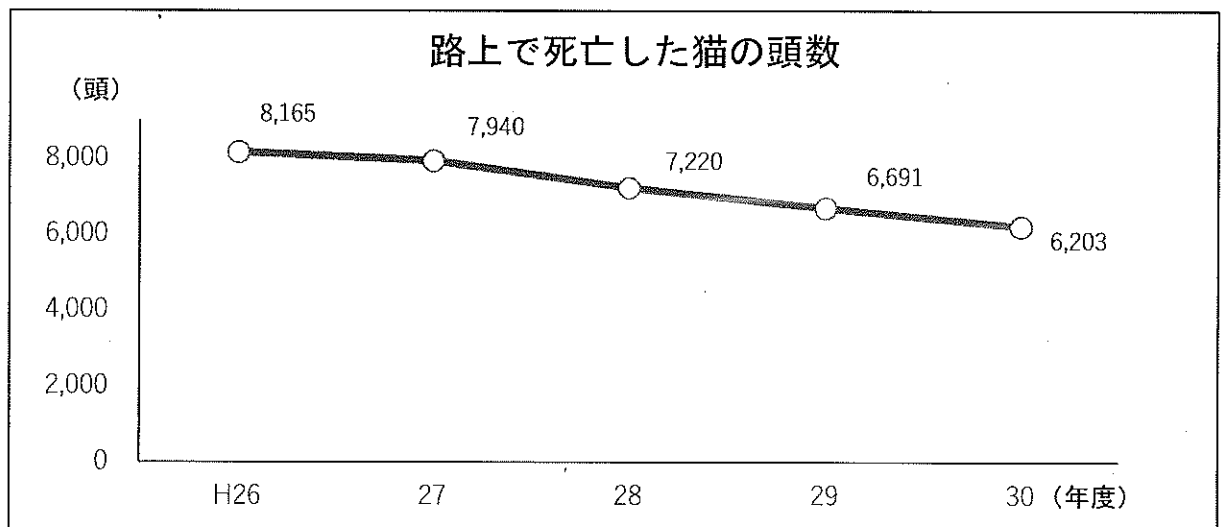
一方、犬猫ともに収容頭数は減少傾向であるものの、何らかの理由からペットを家庭で飼えなくなり、愛護センターへ引取りを求める市民も絶えません。また、路上で死亡した猫の頭数は年間 6,000 頭以上で、多くののら猫が生息しており、自活不能猫の収容原因になっていると推測されます。このため、猫の収容頭数は犬と比較し非常に多く、年間 1,000 頭を超えています。

さらに、多数の犬猫を飼育継続することが困難となる、いわゆる「多頭飼育崩壊」に関する相談件数や愛護センターでの引取り事例が増加しており、近年はその状況が顕著で、飼主の住んでいた住宅の退去処分も関係する事案など、動物愛護の担当部署だけでは対処しきれないケースも発生しています。このような事例では、成犬・成猫の引取り頭数が多くなる傾向があり、平成 30 年度には成猫から飼う利点をアピールした、成猫に限った譲渡会を新たに開催しました。



犬猫の引取り理由

	犬 (頭)			猫 (頭)		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
飼主が病気・死亡など	15	27	21	34	22	60
引越	11	7	6	21	8	33
飼育管理することができない	1	1	4	8	0	0
迷惑をかける	2	0	1	7	9	0
家族が病気・アレルギー	1	0	0	0	0	13
攻撃的な性格	3	2	2	2	0	0
飼育費用負担ができない	1	4	0	0	0	0
計画外の繁殖	0	0	39	156	142	303
その他	1	0	1	18	18	25
合計	35	41	74	246	199	434

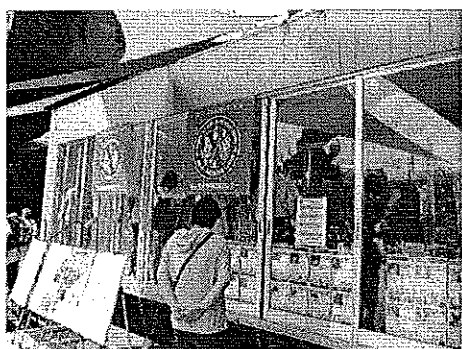
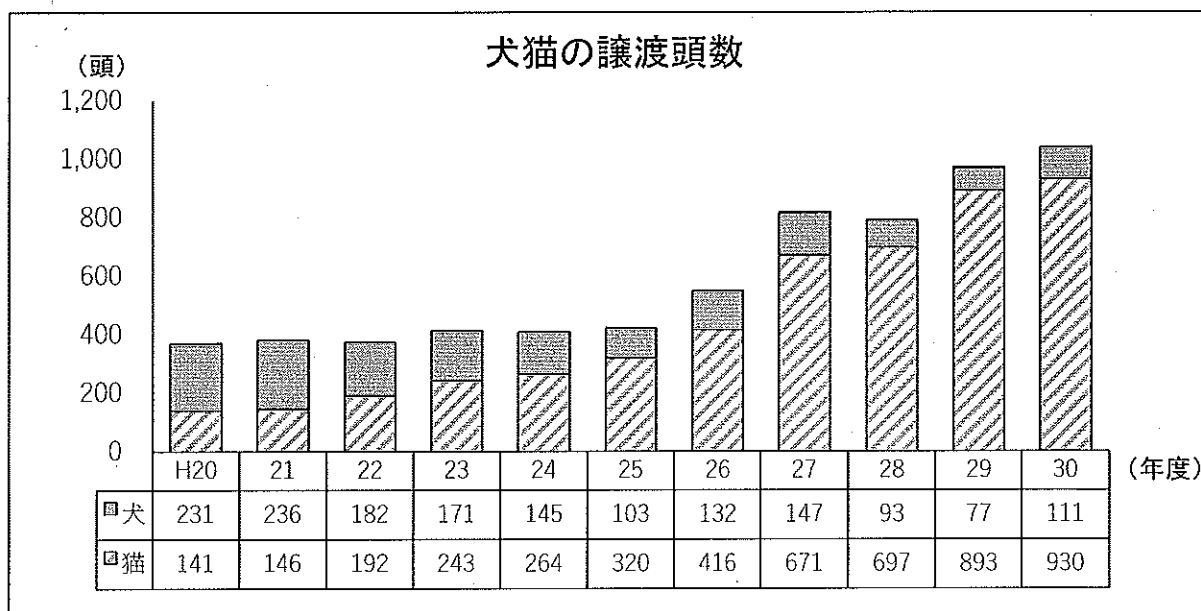


多頭飼育崩壊による引取り数

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
犬	件数	0	0	1
	頭数	0	0	35
猫	件数	3	1	10
	頭数	39	19	207

愛護センターに収容した犬猫は、動物愛護法に基づき多くのボランティアの皆様のご協力のもと、愛護センター愛護館を中心に新たな飼主への譲渡を行っています。

譲渡頭数を増やすための取り組みとして、広報なごや、ウェブサイト、SNS等を積極的に活用し周知に努めているほか、平成22年度には愛護センターから犬猫を譲り受け新しい飼主に譲渡する「譲渡ボランティア」の募集を開始、また平成29年度には、譲渡ボランティアのもとで飼育されている犬猫の飼主を募集するための譲渡会を開始しました。さらに、平成30年度には「ネコのバス」(*)を活用した譲渡会やトレーラーハウスによる身近な場所での譲渡会を開始するなど、様々な取り組みを行ってきた結果、譲渡頭数は大きく増加しています。



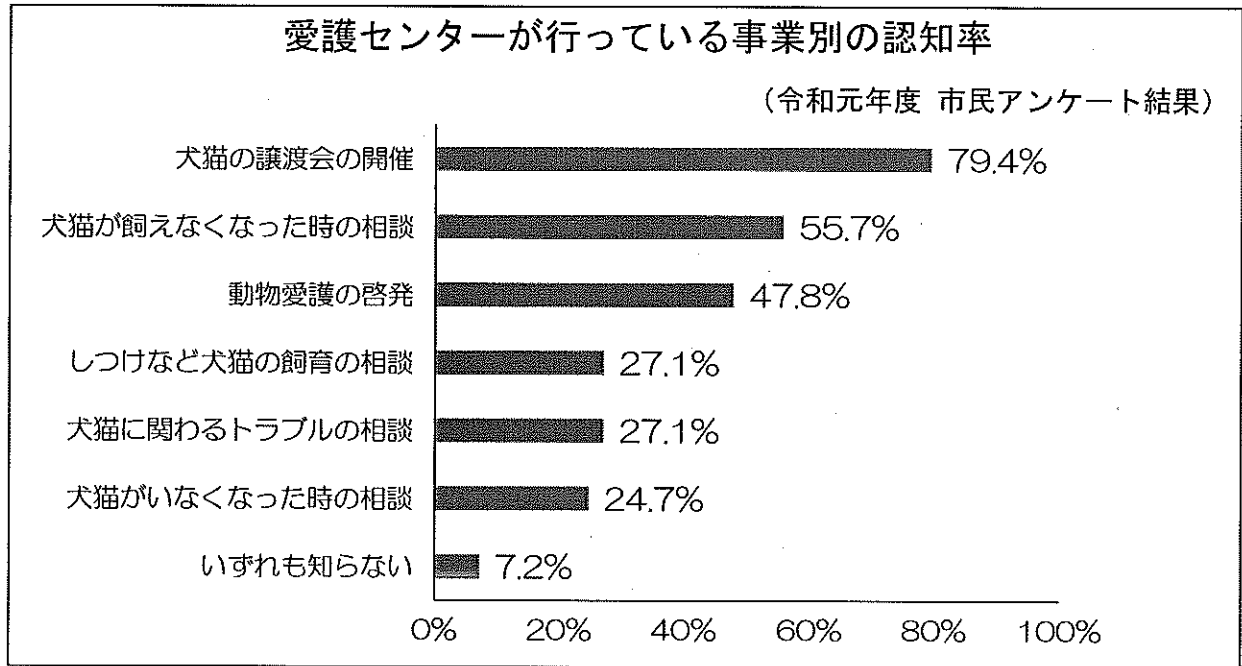
身近な場所での譲渡会



ネコのバスを活用した譲渡会

※「ネコのバス」とは、ネスレ日本株式会社 ネスレ ピュリナ ペットケアと株式会社ネコリパブリックが共同運営する、保護された猫と新たな飼主との出会いの場を提供するためのバスです。

また、愛護センターでは、犬猫の譲渡会、動物愛護や適正飼養に関する飼主からの相談受付や教室事業などを行っています。愛護センターを知っている市民は約70%でした。事業別では譲渡会の認知率は約80%と高い一方、しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率は20%台にとどまっています。



人とペットの共生という視点からは、動物愛護への関心と理解をいっそう深め、動物の命を尊重する気風を醸成することが不可欠であり、その取り組みとして、愛護センターが小学校等を訪問し、子ども達に命の大切さを伝える「いのちの教室」などの事業を実施しています。

いのちの教室の実施実績

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
小学校	5	319	7	525	4	362
トワイライト スクール	16	450	16	501	13	389

本市には依然として飼主のマナーが悪いことや、飼犬やのら猫のフン尿等に起因する多くの苦情が寄せられています。犬の放し飼いを行う飼主への指導や地域における犬の飼主のマナーアップキャンペーン、「イエローチョーク作戦（※）」など、犬猫による危害や迷惑を防止し、ペットに関わるすべての市民が快適にらせるまちづくりに向けた取り組みを進めています。しかし、犬猫に迷惑を感じている市民の割合は、従来 40%台であったものが平成 25 年度に 36%まで徐々に減少し、28 年度には 30%を切ったものの再び増加に転じ、30%台から減少しない状況が続いています。

※ 放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み日時を書くことによって、放置した飼主に、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法。

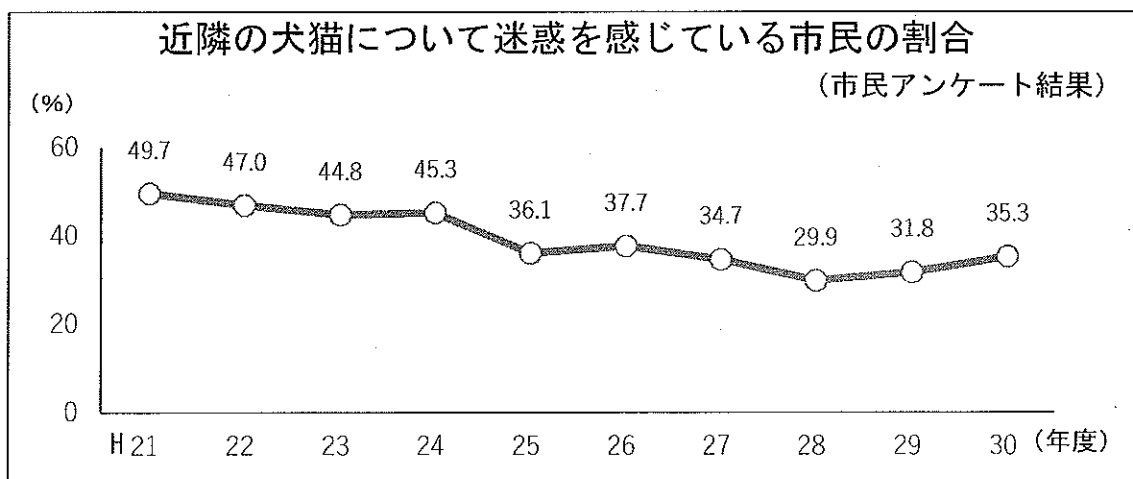
犬猫に関わる苦情件数

犬

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フン・毛の始末、臭い	628	643	644
鳴き声等	286	273	304
放し飼い等	188	169	175
合計	1,102	1,085	1,123

猫

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フン・尿、臭い	1,164	1,095	1,205
鳴き声等	400	332	414
器物の破損等	10	4	30
合計	1,574	1,431	1,649



殺処分ゼロを目指した取り組みを充実させるため、平成 28 年度から犬の殺処分ゼロを目指したふるさと寄附金（納税）の募集を開始しました。平成 29 年度からは対象を猫にも拡大し、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」として、平成 30 年度には全国から 1,183 件、3,400 万円余の寄付をお寄せいただきました。

こうした寄付金を犬猫の譲渡ボランティアへのペットシーツ、ミルク等の支援や、愛護センターで犬猫に治療、訓練等を行いながら長期収容するための費用等に活用することにより、犬については、収容頭数が年々減少傾向であることもあり、殺処分ゼロを平成 28 年度に達成し継続しています。

寄附金の実績と、寄附金を活用した譲渡ボランティアへの支援

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
名 称	犬殺処分ゼロ サポート寄附金	目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金	
実 績	407 件	1,122 件	1,183 件
	約 1,100 万円	約 2,600 万円	約 3,400 万円
主 な 支 援 内 容	犬の譲渡ボランティアへの物資（ペットシーツ、リード、首輪）を支援	左記を継続 猫の譲渡ボランティアへの物資（ミルク）を支援 乳のみ猫へのワクチン接種	左記を継続

このような中、令和元年 6 月に動物愛護法が改正され、動物取扱業のさらなる適正化と、動物虐待に対する罰則の引上げ等、動物の適切な取り扱いに向けた対応の強化が行われました。また、本市では愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主を見つけるなどによりその天寿を全うするよう橋渡しを行う、文字どおりの愛護センターとなるようにとの強い思いを込めて、令和元年度に愛護センターに設置されている殺処分機を撤去することとしました。

3 計画の目的

動物愛護法の目的について規定する同法第1条では、①動物の愛護に関する事項を定め、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、②動物の管理に関する事項を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することによって、人と動物の共生する社会の実現を図ることとされています。

また、本市が愛護センター設立30周年記念行事（平成27年度）に際し行った「動物愛護センター動物愛護宣言」では、

- ① 人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。
- ② 収容した犬猫等の一頭ごとの命をみつめ、殺処分を一頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。
- ③ 動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めます。

と宣言しています。

本プランの策定にあたり本市は、法の目的である人と動物の共生する社会の実現を図るため、動物愛護宣言からさらに取り組みを前進させます。計画の目的を、主に犬猫等のペットに関わるすべての市民がそれぞれ自覚を持ち、犬猫を適正に飼養、管理することで人への迷惑の発生を防止するとともに、生命尊重の観点から殺処分を限りなく減らしつつ、市民の間に動物の命を尊重する気風を醸成することで、人とペットが共に生き暮らす社会を目指すこととし、次のとおり定めます。

計画の
目的

人とペットの共生するまち・なごや

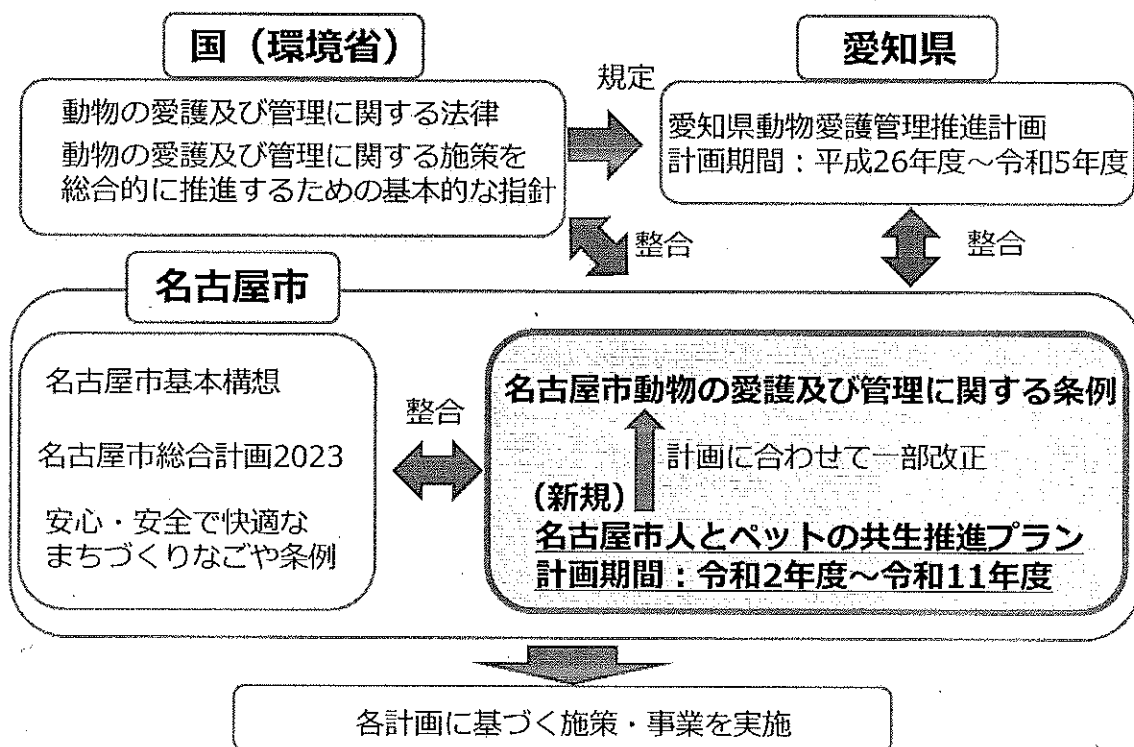
- 動物の命を尊重する気風が醸成されている
- 犬猫等のペットによる危害・迷惑が少ない
- 犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されている

4 計画の位置づけ

平成18年6月に動物愛護法の一部が改正され、環境省が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるところとなり、都道府県に動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を策定することなどが義務付けられました。これを受け、平成20年3月に愛知県では「愛知県動物愛護管理推進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、平成26年3月に一部改訂され、現在に至っています。

しかしながら、県計画では、その対象範囲が山間部を含む県下全域であり、例えば対象動物に牛や馬などが含まれるなど政令指定都市である本市と実態が合わない部分があること、目標値や実績が県下全域のものであるため、その中で本市がどの位置にあり、どこを目指すべきなのかが不明確であることなどの課題がありました。

このため、本プランは、動物愛護法及びその基本指針に即しつつ、県計画の内容のうち本市としてより明確にすべき課題とその解決策を定めるとともに、名古屋市基本構想のもとに策定された名古屋市総合計画2023の都市像の実現に向けた施策・事業の方針に沿ったものとして策定します。また、その他の関連計画とも整合性を図るものとします。



5 計画の期間

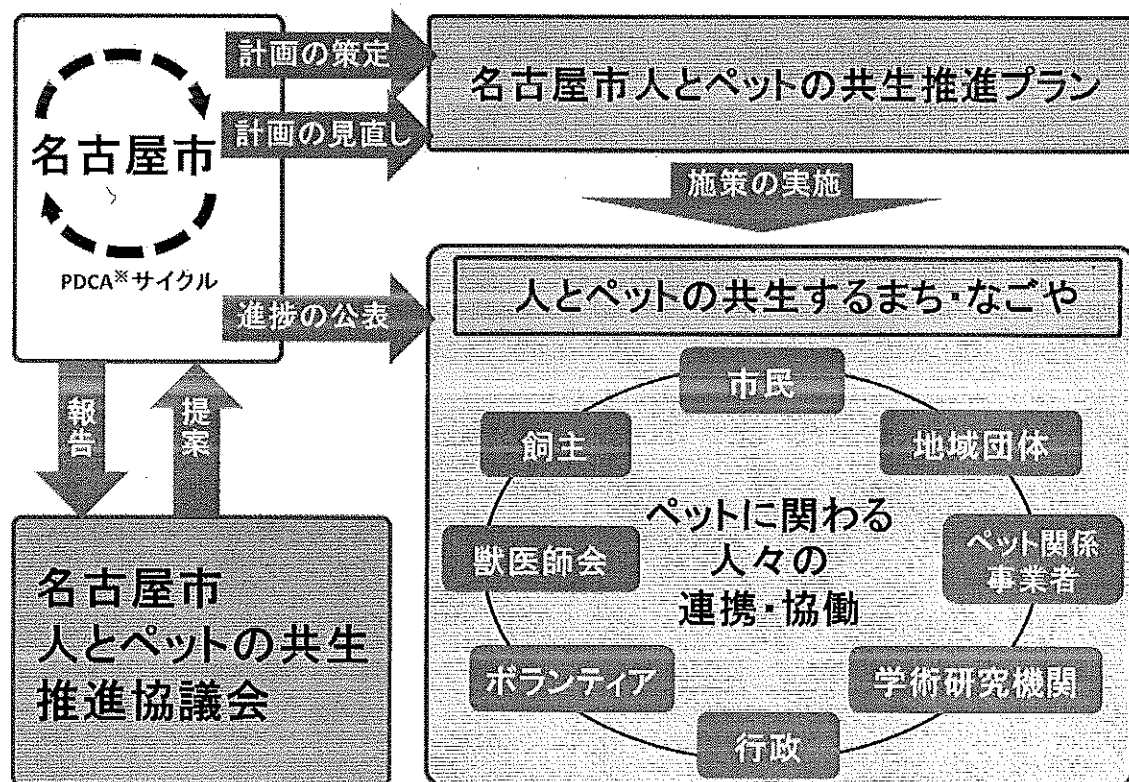
計画期間は令和2年4月から令和12年3月までの10年間とし、5年後を目途に見直しを行うものとします。ただし、動物愛護法、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針又は県計画が見直された際には、所要の改定を行う場合があります。

第2章 推進体制と進行管理

市は本プランを策定した後、プランに基づく事業の実施、事業の進捗管理及び計画の改正等を行います。

また、本市動物愛護条例に基づく市長の附属機関として、令和2年度から「（仮称）名古屋市人とペットの共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の設置を予定しています。協議会は学識経験者、地元獣医師会、関係事業者団体、関連ボランティアなどを構成員とし、人とペットの共生に向けた事項に関し、市長からの諮問に対する答申、意見の具申、計画の進捗状況の報告に基づく計画及び施策の見直しなどについての提案を行います。

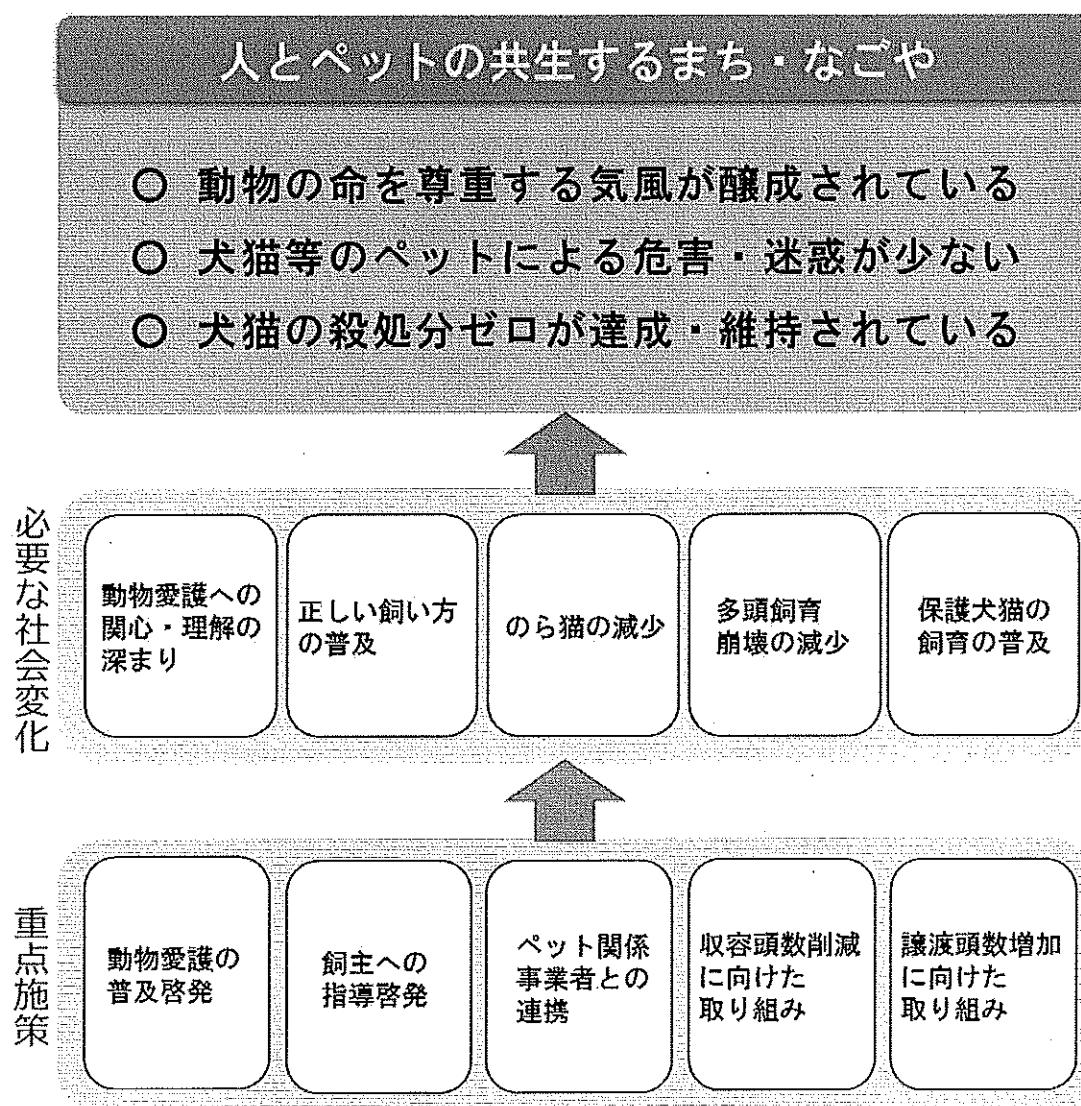
＜計画の推進体制と執行管理のイメージ図＞



※ 計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の繰り返しによるマネジメントサイクル

第3章：人とペットの共生ロードマップ

本市が目指す「人とペットの共生するまち・なごや」のイメージを具体的に示し、必要度に応じそれぞれの展望に立って効果的な施策を行うことを目指し、本プランの目標の達成に必要な社会変化とその実現のための重点施策を総合的に示した「人とペットの共生ロードマップ」を以下のとおり設定します。



○ 殺処分ゼロの達成・維持に向けて

愛護センターには年間1,000頭を超える猫が収容されています。この中には、重いケガや感染症などの疾病があり、また人になかなか馴れないなどにより、譲渡に適していない猫や、譲渡までに長期の治療や訓練（馴化（じゅんか））が必要な猫がいます。収容頭数が多い中で、譲渡までに長い期間を要する猫を飼育し続けることは、過密飼育の発生や世話が行き届かないなど猫の健康安全上の問題が発生する危険性があります。このような状況下で1頭でも多くの猫を譲渡し、その後も飼主と猫が幸せに暮らしていくためには、健康で人に馴れているかなど、譲渡に適している猫かを判定の上、譲渡していくことが望まれます。

こうしたことから本プランでは、猫の収容頭数が減少するまでの当面の措置として、有識者の意見を伺いながら定めた猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは愛護センターの獣医師が1頭ずつ猫を評価します。さらに、外部の複数の獣医師による評価を経た後に、譲渡に適さない猫のみを殺処分することで、譲渡に適した猫の殺処分をゼロとする取り組みを実施します。

この「理由なき殺処分ゼロ」は猫の収容頭数が多い中での通過点と考え、猫の収容頭数の削減を行うことで本プランの計画期間満了時には、愛護センターに収容されるすべての犬猫の殺処分を行わないことを目指します。

第4章：計画の数値目標

本プランにおける施策の効果を判定するための指標として、以下のとおり数値目標を定めます。

指標	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)	基準値 平成 30 年度 (2018 年度)
犬猫に迷惑を感じている市民の割合	25%(※1)	35.3%
犬猫の年間収容頭数	犬 100 頭	219 頭
	猫 500 頭	1,299 頭
うち遺棄疑いで収容された犬猫の年間頭数	犬 0 頭	2 頭
	猫 70 頭	286 頭
犬猫の年間殺処分頭数 (※2)	犬 0 頭の維持	0 頭
	猫 0 頭の達成及び維持	189 頭

※1 名古屋市総合計画 2023 に基づく 2030 年度の目標値

※2 現在、猫の収容頭数が多いため、当面は 2020 年度までに「理由なき殺処分ゼロ」を達成することを目指します。その後、収容頭数の削減目標の達成が見込まれる 2029 年度にはすべての犬猫の殺処分ゼロが達成・維持されていることを目指します。

第5章 目標達成に向けた具体的施策

課題を解決するため、新たに取り組む具体的施策の着手時期を A、B、C に区分して取り組みます。

また、すでに実施している施策については「実施中」として記載します。

A	令和3年度までを目途に着手
B	令和6年度までを目途に着手
C	令和11年度までを目途に着手

さらに具体的施策の実施内容を以下の分類で記載します。

無印	現在実施中の施策
◎	新規に取り組む施策
○	拡充する施策

1 動物愛護の普及啓発

子どもへの啓発に重点を置き、命ある犬猫を観察し、ふれあう機会を提供するなど、命の大切さを伝える教室事業を実施します。また、幅広い世代の動物愛護について関心・理解を深めるようにし、途切れることなく普及啓発を行います。

現状

- 愛護センター愛護館に飼主を募集している保護犬猫を展示し、ふれあいを通じて、手洗い等の基本的な衛生対策や犬猫の気持ちを考えた適切な接し方を伝えています。
- 次世代を担う子どもたちに動物愛護を普及するため、犬猫の愛らしい仕草を観察したり実際にふれあったりしてもらえるよう、愛護センター職員が小学校等に犬を同伴し訪問する「いのちの教室」を実施しています。
- 獣医師会と共催で実施する、「動物フェスティバル なごや」等のイベントで普及啓発を行っています。
- 動物愛護推進員により、地域での普及啓発が行われています。
- 動物愛護法の改正により、愛護センターにおける動物取扱業に対する監視指導業務等の増大が予想されます。

課題

- 市民全体に働きかけるには、教室事業など動物愛護の普及啓発に関する取り組みの拡充が必要ですが、増大する動物取扱業に対する監視指導業務等の動物管理業務との兼ね合いから、新たな体制や取り組みの構築が必要です。
- 子どもから高齢者まで、幅広い世代に興味をもってもらえる効果的な啓発が必要です。
- 動物アレルギー等、犬猫とふれあうことが出来ない子どもたちも参加できる教室とその手法の検討が必要です。
- より身近で効果的な普及啓発ができるイベント等の検討が必要です。
- 動物愛護推進員の育成を引き続き進め地域等での活動を推進するとともに、定期的なフォローアップ等を図っていく必要があります。
- ペットを飼っている人と飼っていない人が、人とペットの共生に向けてそれぞれの気持ちを理解するための取り組みが必要です。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
犬猫の気持ちを考えたふれあい方の啓発	実施中	愛護館で保護猫等により、衛生対策や犬猫の気持ちを考えた適切なふれあい方を啓発
いのちの教室の実施	A	○ 子どもたちが直接動物とふれあうことで、命の大切さを体験しながら動物愛護や適正飼養について学ぶ「いのちの教室」の実施回数の増
	A	◎ VR（仮想現実）技術、ぬいぐるみ等を活用した動物アレルギーのある子どもにも対応可能な「いのちの教室」を開催
犬猫についての理解を深める教室の実施	A	◎ 動物を飼っていない市民を含む多くの方を対象とした、犬猫についての理解を深めるための講演会を実施
ボランティアと協力した啓発	A	◎ 犬猫を同伴して教室実施に協力する「動物ふれあいボランティア」の編成
	A	○ 動物愛護推進員や動物ふれあいボランティアの育成
	B	◎ ボランティアから、事業のアイデアを募集し協働実施する仕組みを検討
名古屋市人とペットの共生サポートセンター（仮称）の設置の検討	A	◎ 委託による動物愛護普及啓発事業を推進するセンターの設置を検討
多様な啓発媒体の活用	A	○ 子どもから高齢者まで、幅広い世代に対応した動物愛護に対する関心・理解を深めるための啓発資料、ウェブサイト、SNS の活用等を検討
動物愛護週間行事の実施	B	○ 動物愛護週間における動物愛護の普及啓発を図るイベントを推進

2 飼主への指導啓発

法令に基づき危害や迷惑防止について、適正な飼養頭数、飼猫の室内飼育等の啓発指導、正しいしつけ方を普及させるためのしつけ方教室等を実施します。

また、名古屋市保健環境委員や区政協力委員をはじめとする地域住民、ペット関係事業者、動物愛護推進員、譲渡ボランティアと連携して適正飼養や動物愛護の普及啓発などを行います。さらに、望まない繁殖を防止するため犬猫への避妊去勢手術の実施とマイクロチップ装着による所有明示を推進します。

現状

- 獣医師会とともに、飼猫への避妊去勢手術費用や、飼犬・飼猫への所有明示のためのマイクロチップの装着に要する費用の一部補助を行っています。
- 周囲に迷惑をかけないことや、飼犬と楽しく暮らすことを目的とした、「犬のしつけ方教室」等を実施しています。
- 適切に飼犬のフンを処理するよう「イエローチョーク作戦」や各種キャンペーンを実施しています。
- 大規模地震等の発生時のペットとの同行避難に備え、普段からペットに対して必要なしつけを行うことや、同行避難に必要な物品の備えなどについて啓発しています。
- 高齢者福祉施設等で終生飼養など適正飼養についてのリーフレットを配布し、病気療養等でペットを飼えなくなった場合に備え、健康なうちから身近な方や愛護センターに相談するよう啓発しています。
- 動物愛護推進員が、地域で適正飼養への啓発を行うとともに、飼主からの各種相談に対応しています。
- 散歩前に飼犬を自宅で排せつさせることや、こう傷事故の防止、飼猫の室内飼育などについて、冊子やリーフレットを活用した啓発を行っています。
- ペットの飼育に不安や悩みを抱えている飼主から相談を受け付け、終生飼養などの飼主責任が全うできるよう助言指導を行っています。
- 人への危害や迷惑防止等について飼主への個別指導を実施しています。

課題

- 犬猫の避妊去勢手術は迷惑防止や終生飼養に寄与する部分が大きく、人とペットの共生のためには等しく犬猫ともに実施を推進することが望ましいが、現状では猫のみ避妊去勢手術の補助対象となっています。
- 動物愛護法の改正で、販売される犬猫へのマイクロチップ装着が今後義務化される中で、すでに販売等され飼育されている犬猫に対してもその装着を推進していく必要があります。
- 平成 30 年度に実施した市民アンケートでは 35.3%の市民が「犬猫による迷惑を感じている」と回答するなど、近年その割合が横ばいに推移している

中で、実効性ある新たな方策の実施が必要となっています。

- 多数の犬猫を飼育する飼主を、本市動物愛護条例に基づく届出により把握し、相談支援や必要な指導を行うことが重要です。
- 大規模地震等の発生時にペットを同行した市民が円滑に避難し、避難所において周囲の理解を得て過ごすことができるよう、啓発を継続する必要があります。
- 犬猫の引取り依頼の中で、高齢の飼主の病気療養や施設入所等を理由とする事例の割合が多くなっています。
- ウサギ、モルモットのほか、ヘビ、カメなどの爬虫類等、犬猫以外のペットの飼育への相談や対応も課題となっています。
- 動物愛護推進員が引き続き地域で信頼され身近な相談先となるよう、育成やスキルアップに向けて、より充実した仕組みづくりが必要です。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
所有明示の推進	実施中	犬猫への確実な所有明示方法として有効なマイクロチップ装着に要する費用の助成制度を実施
適正飼養に関するガイドラインの作成	B	◎ 適正飼養に関するガイドラインの作成と、それに基づいた適正飼養の効果的な啓発方法を検討
法令等に基づいた指導啓発の強化	A	○ 適切な飼養頭数、多頭飼育の届出制の内容、飼猫の室内飼育、飼犬への正しいしつけ等の指導啓発を強化推進
しつけ方教室の実施	A	○ 犬のしつけ方等の教室を充実
適正飼養に向けた飼主支援	実施中	ペットの飼育に不安を抱える飼主からの相談と必要な支援を実施
	A	◎ 終生飼養が困難となった場合の新たな飼主探しを支援する仕組みづくりを検討
避妊去勢手術の推進	A	○ 望まない繁殖の防止と問題行動による迷惑防止ため、飼犬、飼猫への避妊去勢手術費用の助成制度を推進
高齢者への啓発の推進	A	◎ 高齢者向けセミナーやイベントで、終生飼養等に関する効果的な啓発や講習等を実施
地域住民と協力した啓発の実施	実施中	地域住民の協力のもと、飼主のマナーアップキャンペーンやイエローチョーク作戦等の取り組みを実施
災害に備えた啓発の実施	実施中	リーフレット等を活用し、日頃の備えや避難時の心構え等について広く市民への啓発を実施
動物愛護推進員と協力した啓発の実施	A	○ 地域での相談等に的確に対応できるよう動物愛護推進員育成事業を充実
	B	◎ 動物愛護推進員の増員を検討
犬猫以外のペットに関する相談対応の強化	C	○ ウサギ、モルモット、爬虫類等、犬猫以外のペットについて関係部局と連携した相談対応体制の構築を検討
	C	○ 愛護センター等職員の犬猫以外のペットに関する知識向上

3 ペット関係事業者との連携

ペット関係事業者が飼主への啓発や相談の窓口となるよう、本市の取り組みを共有する仕組みを充実するとともに、本市に協力する事業者を広く募集します。また、獣医師や動物取扱業者と連携した教室事業を実施し、飼主が抱える問題解決の支援を行います。

現状

- 行政、獣医師会、身体障害者補助犬団体、動物愛護団体、動物取扱業団体、地域団体で構成される「動物と快適にらせるなごや推進会議」を開催し、意見の聴取を行っています。
- 獣医師会と協働・共催により、狂犬病予防集合注射、避妊去勢手術等の補助及び動物愛護週間行事など、動物愛護管理に関する様々な事業を行っています。
- 愛護センターがペットショップ等の第一種動物取扱業者（※1）に加え、第二種動物取扱業者（※2）に対しても、動物の適正飼養、施設の適切な管理等について指導を行っています。
- 動物販売業者が法令に基づき、動物の販売時に、適正飼養や関係法令の遵守について飼主への啓発を図っています。

※1 動物の販売、保管等を業として行う者で、動物愛護法に基づき登録が必要です。また、事業所ごとに動物取扱責任者を選任する義務があります。

※2 飼養施設を設置し、営利を目的とせずに動物の譲渡等を行い、一定数以上の動物の取り扱いを行う者は動物愛護法に基づく届出が必要です。

課題

- 多くの飼主に対し、動物愛護や飼主のマナーについて普及啓発を行うには、行政の窓口だけでは機会等が不足しており、ペット関係事業者と連携した取り組みを充実させる必要があります。
- 飼育に不安を抱える飼主が、身近な場所で気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
ペット関係事業者との連携	B	◎ ペット関係事業者と、本市の動物愛護管理に関する取り組みを共有する仕組みを充実
	実施中	動物取扱業者への監視指導等を引き続き行い法令遵守の徹底を図るとともに、必要な情報を提供
	A	◎ 動物取扱業等登録管理システムを導入し、愛護センターが動物取扱業の監視指導等を強化できる体制を整備
	B	○ より効果的な動物取扱業者に対する研修のあり方と内容について検討
	B	◎ 本市の取り組みに賛同し、店舗や動物病院で啓発や相談等を行うペット関係事業者の募集制度を検討
	B	◎ 問題行動等で困っている飼主へのアプローチとして動物行動学を専門とする獣医師や訓練業者と連携し、解決に取り組むための教室等を実施

4 殺処分ゼロに向けた取り組み

愛護センターには、やむをえずペットを飼うことができなくなった飼主からの引取り、迷子犬、自活不能猫及び路上で負傷した犬猫など、様々な理由により犬猫が収容されます。これらの収容された犬猫に対しては、動物愛護法等に基づき譲渡、返還、殺処分のいずれかを行うこととなりますが、殺処分を減少するためには、収容頭数の削減とともに、譲渡・返還頭数を増加させる取り組みの強化と継続が不可欠です。

平成 30 年度の猫の収容頭数 1,299 頭のうち、飼主からの引取りは 434 頭（約 33.4%）で、そのうち多頭飼育崩壊を原因とする引取りは 207 頭（約 15.9%）でした。

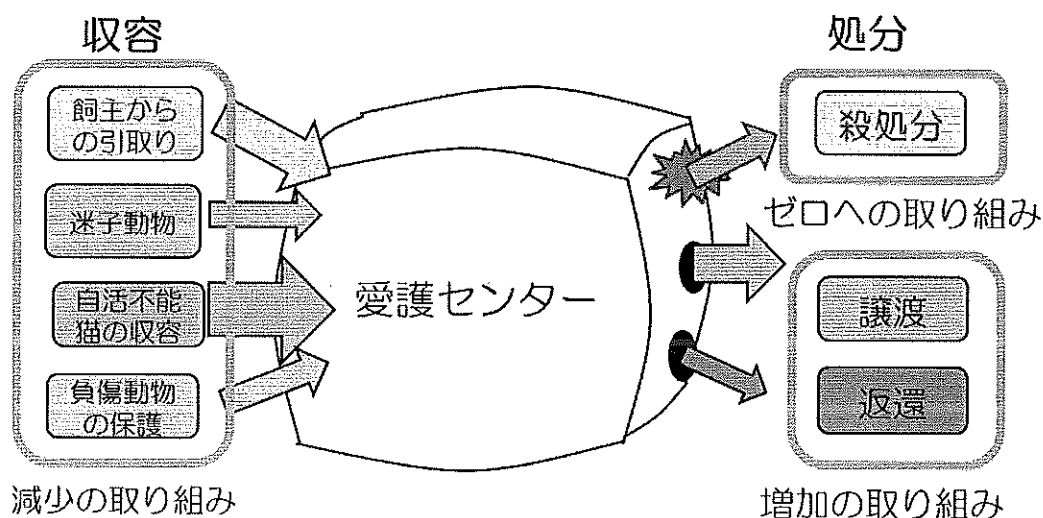
また、他自治体が行った調査等を参考に推計すると、市内には少なくとも 1 万 7,000 頭ののら猫が生息すると見込まれ、これらの猫が生んだ自活不能猫の昨年度の収容頭数は 700 頭で収容頭数全体の約 53.9%を占めています。また、猫の繁殖力は大変強く、健康なメス猫からは年間平均 10 頭前後の子猫が生まれます。

このような状況から、猫の収容頭数を削減させるためには、多頭飼育崩壊の防止と、のら猫の減少に向けた取り組みを重点的に行う必要があります。

収容されたすべての犬は、新たな飼主が見つかるまで粘り強く治療や訓練を行いながら飼育するという方針のもと、平成 28 年度には犬の殺処分ゼロを達成し継続しています。一方、収容頭数の多い猫については猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは愛護センターの獣医師が評価し、さらに外部の複数の獣医師の評価を得る制度を導入し「理由なき殺処分ゼロ」の達成を目指しています。

これらの犬猫の中には譲渡までに治療や訓練のための長期収容が必要となるものもあり、また動物福祉に配慮した管理を行うためには十分な飼育場所が必要です。そのため、収容スペースの拡充を含む愛護センターの機能強化と、できるだけ早期に譲渡ができるよう譲渡事業の充実を行う必要があります。

愛護センターの収容と処分のイメージ図



(1) 収容頭数削減に向けた取り組み

ア のら猫問題への対応

のら猫による迷惑防止と収容頭数の削減を目指し、地域住民とボランティアの協力のもと地域猫活動を推進するとともに、のら猫のこれ以上の繁殖を防止するため、「TNR 活動(※)」を新たに推進します。また、のら猫への給餌による生活環境の悪化に対しては規制を強化しつつ、のら猫を一定のルールのもと適切に管理する地域猫活動へ促します。加えて、遺棄を防止するための対策も行います。

※ のら猫を捕獲(Trap)し、避妊去勢手術を実施(Neuter)した後に元の場所に戻す(Return)活動です。猫の殺処分を減らすために、のら猫の頭数を抑制する人道的な方法として国内で広く行われており、アメリカやドイツ等でも動物保護団体の活動として定着しています。猫の管理を行う方がいない地域等の地域猫活動が困難な場所においてのら猫を減らす効果が期待されます。

現状

- のら猫の増加による地域の環境問題を解決するため、自らの居住する地域でのら猫に避妊去勢手術を行った上で、フン・尿やエサの管理を行う、いわゆる地域猫活動を推進する「なごやかキャット推進事業」を実施し、その避妊去勢手術費用の一部を補助しています。
- なごやかキャット推進事業の実施にあたっては、エサの残さやフンの処理等を、周囲の生活環境に配慮して適切に管理するよう指導しています。
- 飼主に遺棄された疑いがある猫が、愛護センターに多数収容されています。

課題

- 猫の収容頭数をさらに減少させるためには、より多くの猫に避妊去勢手術を実施する必要があります。
- なごやかキャット推進事業において、住民だけでは技術的に実施が困難な地域や、猫の管理の負担が重いことを理由に活動する住民がいない地域があり、そのような地域への支援が必要です。
- 現在の制度では公園等、なごやかキャット推進事業の対象とならない場所があります。
- 遺棄された猫の屋外での繁殖を防ぐため、遺棄防止対策の強化を図る必要があります。
- のら猫への給餌が住民間のトラブルや、生活環境の悪化の原因となる事例があります。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
地域猫対策の推進	A	◎ 地域の環境問題を解決するため、地域猫活動の支援を充実
	A	◎ 課題が多い地域に動物愛護推進員等を派遣し、地域のコーディネーターとして、地域猫の個体把握や地域住民活動を支援
	A	◎ 地域でのコーディネートを行う、動物愛護推進員等を育成
	B	◎ AI（人工知能）やスマートフォンを活用した、のら猫の頭数把握等の支援ツールの導入を研究検討
TNR（のら猫への避妊去勢手術）の推進	A	◎ 地域猫活動の推進に加え、のら猫の繁殖防止に着目した新たな事業を実施
のら猫への給餌による迷惑の防止	A	◎ のら猫の適切な取り扱いに関する本市の基準を策定し、地域の生活環境の悪化につながる給餌への指導を強化する一方で、基準に沿った活動を支援
遺棄への対応	実施中	動物の遺棄が疑われる場合、警察に通報し捜査に協力
	B	◎ 警察やペット関係事業者、住宅管理事業者、地域団体等と連携したキャンペーンの実施を検討

イ 多頭飼育問題への対応

犬猫の多頭飼育届出制度を新設し、必要に応じ相談や早期の対応を行うほか、終生飼養が困難となった場合の譲渡の支援等を行います。また、関係部局と連携して多頭飼育崩壊の防止と早期解決を図ります。

現状

- 愛護センターが、平成 30 年度に多頭飼育崩壊を理由に引き取った犬猫の頭数は、平成 29 年度と比べて大きく増加しています。
- 愛護センターには多数の犬猫を飼育する飼主等からの相談が多く寄せられており、今後も引取り頭数が増加する恐れがあります。

課題

- 多頭飼育事例の多くは、悪臭や鳴き声など周辺的生活環境の悪化に伴う近隣住民からの苦情によってはじめて探知されることが多く、事態が深刻化する前に把握し、相談支援や必要な指導を行うための新たな制度が必要です。
- 病気療養、生活困窮状態など飼主自身で現状の改善が困難な事例では、問題が長期化する間に飼育頭数が増えてしまう傾向があります。
- 多頭飼育崩壊事例の多くで、ペットに必要な繁殖防止措置が実施されていませんでした。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
多頭飼育届出制度の新設	A	◎ 一定数以上の犬猫を飼育する飼主に届出義務を課し早期に把握することで相談支援や必要な指導を実施
避妊去勢手術の指導強化	A	○ ペットへの繁殖防止措置について法令に基づいた指導を実施
関係部局の連携強化	A	◎ 関係部局が連携を密にし、情報共有及び必要な支援を行う体制を整備
	B	◎ 動物の生態に関する職員研修の実施を検討
多頭飼育崩壊の防止や早期解決に向けた対応	A	◎ 飼主からの依頼により多頭飼育に関する相談や専門職員の派遣を行うとともに、新たな飼主探しなどの支援を実施

(2) 譲渡数増加に向けた取り組み

ア 譲渡事業の推進

収容した犬猫の譲渡適性を高めることに努め、譲渡ボランティアと協力し譲渡を推進します。収容頭数の多い猫については、譲渡適性の評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行います。また、獣医師会の協力のもと避妊去勢手術等について、犬猫の譲受人と譲渡ボランティアへの支援を行うことで、適正飼養と譲渡の推進を図ります。

現状

- 愛護センターには、年間 1,000 頭を超える猫の収容があります。
- 収容した猫は、譲渡適性の評価基準に基づいて獣医師による評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行っており、犬は原則としてすべて新たな飼主が見つかるまで飼育しています。
- 犬猫ともに譲渡ボランティアを介した譲渡の割合が増加しています。
- ふるさと納税制度による「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」を募集し、愛護センターで治療や訓練を必要とする犬等を長期飼養するほか、犬猫の譲渡ボランティアへ物資等の支援を行っています。
- 愛護センターでの犬猫の譲渡に加え、譲渡ボランティアへの支援として、ネコのバスやトレーラーハウスを活用し、区役所や商業施設等の身近な場所で譲渡会を開催し、多くの方に参加していただいています。
- Facebook や Instagram などの SNS を活用した保護犬猫に関する情報発信を行っています。

課題

- 猫の収容頭数が多い中、動物福祉に配慮した飼養管理を行うためには、疾病や人に馴れていないなどの理由で、譲渡までに長期間を要すると判断される猫についての取り扱いを検討する必要があります。
- 愛護センターに収容した犬猫の譲渡適性を高める取り組みを行う必要があります。
- 譲渡ボランティアとの協働を推進する一方、過度な負担とならないよう支援が必要です。
- 譲受人が安心して飼育できるよう、健康管理等について身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ動物病院）が必要です。
- 寄附金を活用した取り組みを継続実施していくためには、毎年度一定額以上の寄附金を募る必要があります。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
猫の譲渡適性の評価	実施中	猫について当面の目標である「理由なき殺処分ゼロ」達成を目指し、外部の獣医師による譲渡適性の評価を実施
譲渡適性の向上	A	◎ 収容した犬猫に治療や訓練（馴化）等を行うためのマニュアルを作成
	A	◎ 獣医師会の協力のもと、収容した犬猫の避妊去勢手術や動物愛護センターでは治療困難な負傷犬猫の治療を実施
譲渡ボランティアへの支援の強化	A	○ 必要な物資の提供や保護犬猫の適正管理等に関する講習会開催等による支援を実施
	A	◎ ボランティア間の交流会等の実施
	A	◎ 動物愛護法の改正を踏まえ譲渡ボランティアに譲渡する動物にマイクロチップを装着
	A	○ 譲渡会により多くの譲渡希望者が来所するためのノウハウ等の調査検討
犬猫の譲受人への支援	A	◎ 身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ獣医師）づくりに向けた検討
寄附金の継続した募集	A	◎ SNS の活用など寄附金のより効果的な募集方法等を外部の専門家に委託し検討
	A	○ 寄附者への寄附金の活用先と目標の達成状況等のフィードバックの充実
	実施中 A	地下鉄広告などを活用した広報を実施 ◎ 協賛企業の募集
譲渡事業の広報	実施中	SNS を活用した保護犬猫に関するタイムリーな情報発信
	B	◎ より効果的な広報手法等を外部の専門家のアドバイスを受けながら検討

イ 動物愛護センターの機能強化

犬猫の殺処分ゼロの目標達成に向け、長期的又は一時的な収容頭数の増加にも対応できるよう、愛護センターの収容能力を確保し、動物の福祉にも配慮した犬猫の飼養管理を行います。また、譲渡や飼育に不安を抱える飼主の相談先としての役割等のさらなる周知を図ることで、保護犬猫についての理解を広げ、譲渡を推進するとともに適正飼養を推進します。

現状

- 市民アンケートでは、約 70%が愛護センターを知っており、事業別では譲渡会の認知率は高く約 80%でしたが、しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率は 20%台にとどまっています。
- 犬については、子犬の収容はほとんどなく、高齢、持病、咬み癖など、飼養にあたって注意が必要など、収容後の治療や訓練に時間をかける必要のある収容が多くなっています。
- 猫については、多頭飼育崩壊の増加に伴い、人馴れしていない猫や治療が必要な猫など、譲渡までに時間を要する、成猫の収容が特に多くなっています。
- 多頭飼育崩壊により数十頭にも及ぶ多数の犬猫が一度に収容されるほか、春から夏にかけては、新たに生まれた多くの自活不能猫が収容されています。

課題

- 愛護センター事業についてより多くの市民に周知する必要があります。
- 収容された犬猫に治療や訓練を行うとともに、長期収容に対応した施設・スペースの確保が必要です。
- 多頭飼育崩壊発生時や猫の出産時期など、一時的な収容頭数の増加にも余裕をもって対応できる施設・スペースの確保が必要です。
- 愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主へと命をつなぐ施設へと転換するにあたり、従来の引取り手数料の考え方をこれに合うように見直す必要があります。
- 収容された多数の犬猫の飼養管理にあたっては、動物福祉に配慮することが求められています。

具体的施策

項目	着手時期	実施内容
愛護センターの犬猫の収容スペースの拡充	実施済 A	愛護センター管理棟の殺処分機を撤去したスペースに新たな収容場所を整備 ◎ 多頭飼育崩壊などによる犬猫の収容頭数の急増に対応するため、一時収容施設を設置
愛護センターの事業の周知	B A B	◎ 「サテライト動物愛護センター事業」の実施による保護犬猫に関する情報発信と、犬猫のしつけなど飼育に関する相談受付 ◎ 犬猫の譲渡を受けた飼主と譲受けを検討中の方とが交流することで、保護犬猫についての理解を深めるための里親会を開催 ◎ 犬猫の譲渡を受けた飼主が情報発信や交流を深めるウェブサイトの開設等を検討
犬猫の引取り手数料の改定	A	◎ 犬猫を新しい飼主へ譲渡・飼養することを前提とした手数料に改定
職員の知識・技術の向上	A 実施中	◎ 動物福祉（※）に関する職員研修の実施を検討 職員がマニュアルに沿って一貫した収容動物の飼養管理が行えるよう研修を実施

※ 動物福祉は、動物の立場にたってその生活の質を高める行為、動物に強いる犠牲を少しでも軽減するための待遇改善を中核とする行為であるなどと言われているもので、「5つの自由」を基本とする考え方

○ 5つの自由

- ① 飢えと渇きからの自由
- ② 肉体的苦痛と不快感からの自由
- ③ 傷害や疾病からの自由
- ④ おそれと不安からの自由
- ⑤ 基本的な行動儀式に従う自由

資料編

1 市民アンケートの結果

【問1】あなたは、動物が好きですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 好き (54.7%) | 2. どちらかと言えば好き (21.9%) |
| 3. どちらでもない (15.3%) | 4. どちらかと言えば嫌い (5.1%) |
| 5. 嫌い (1.6%) | |

【問2】あなたは、現在ペットとしてどんな動物を飼っていますか。(○はいくつでも)

1. 犬	13.3%	6. ハムスター	1.0%
2. 猫	8.7%	7. うさぎ	0.7%
3. 魚類	6.1%	8. その他	1.9%
4. 鳥類	2.4%	(具体的に:)	
5. は虫類	1.2%	9. 飼っていない	52.8%

【問3】へ (犬・猫)
 【問7】へ (魚・鳥・虫)
 【問7】へ (その他・飼っていない)

【問3】《問2で、「1」または「2」と回答した方(犬または猫を飼っている方)におたずねします。》

犬・猫を飼っている場所と、普段、主にフンをさせている場所を教えてください。
(飼っている犬・猫それぞれについて、該当する番号に1つだけ○をつけてください。)

	飼っている場所	主にフンをさせている場所
犬	1. 室内のみ (77.7%)	1. 自宅に設置した犬専用トイレ (51.5%)
	2. 室内及び屋外 (14.6%)	2. 自宅の敷地内 (10.8%)
	3. 屋外のみ (6.2%)	3. 公園、道路、空地 (31.5%)
		4. その他(具体的に:) (0.0%)
		5. どこでしているかわからない (0.0%)
猫	1. 室内のみ (85.9%)	1. 自宅に設置した猫専用トイレ (88.2%)
	2. 室内及び屋外 (11.8%)	2. 自宅の敷地内 (2.4%)
	3. 屋外のみ (2.4%)	3. 公園、道路、空地 (0.0%)
		4. その他(具体的に:) (1.2%)
		5. どこでしているかわからない (0.0%)

【問4】《問2で、「1」または「2」と回答した方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

飼っている犬猫に避妊または去勢手術をしていますか。（○は1っだけ）

- | | | | |
|----------------|---------|---------------|--------|
| 1. すべての犬猫にしている | (69.1%) | 2. 一部の犬猫にしている | (2.9%) |
| 3. していない | (18.6%) | 4. わからない | (0.0%) |

【問5】《問4で、「2. 一部の犬猫にしている」「3. していない」と回答した方におたずねします。》

避妊去勢手術をしていない理由はなんですか。（○はいくつでも）

- | | | | |
|---------------------|---------|-------------|---------|
| 1. 繁殖する機会がない | (54.5%) | 2. かわいそうだから | (22.7%) |
| 3. 手術費用が高い | (13.6%) | 4. 子を産ませたい | (4.5%) |
| 5. 今後する予定が決まっている | (0.0%) | 6. 面倒だから | (4.5%) |
| 7. 手術をするメリットがない | (13.6%) | 8. わからない | (2.3%) |
| 9. その他（具体的に： ） | (31.8%) | | |

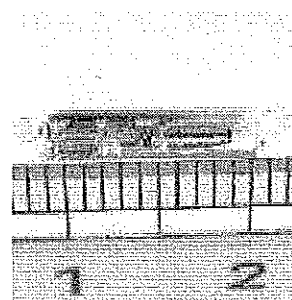
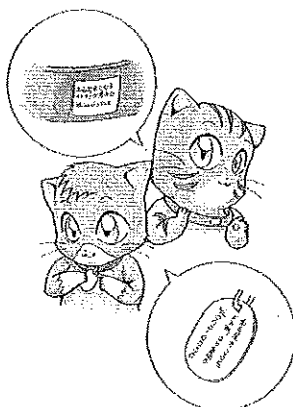
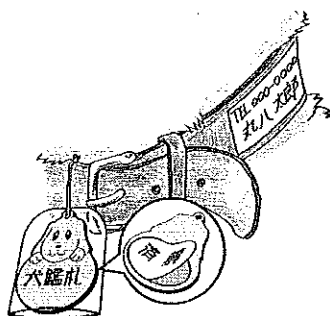
【問6】《問2で、「1」または「2」と回答した方（犬または猫を飼っている方）におたずねします。》

飼っている犬猫に飼主の氏名や連絡先がわかるものを装着していますか。

（○はいくつでも）

- | | | | |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 1. 鑑札 | (10.8%) | 2. 迷子札 | (5.4%) |
| 3. 連絡先を記載した首輪 | (9.3%) | 4. マイクロチップ※ | (25.0%) |
| 5. 装着していない | (54.4%) | 6. その他（具体的に： ） | (1.0%) |

※マイクロチップとは、専用の注射器で皮膚の下に埋め込む動物の個体識別ができる器具です。



マイクロチップ

【問7】あなたは、ペットに関する情報を主にどこで見聞きすることが多いですか

(○は3つまで)

1. テレビ	(68.4%)	2. ラジオ	(3.9%)
3. 新聞	(20.6%)	4. 雑誌・書籍	(10.7%)
5. ホームページ	(11.5%)	6. 家族・親族	(8.0%)
7. 動物愛護センター	(1.1%)	8. 保健センター	(0.3%)
9. 動物取扱業（ペットショップ、トリミングショップなど）	(15.3%)	10. 動物病院	(12.3%)
11. 行政の刊行物（広報なごや、リーフレットなど）	(6.2%)	12. SNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）	(20.3%)
13. その他（具体的に：　　）	(3.1%)		
14. 特にない	(9.8%)		

【問8】あなたは、現在犬による迷惑を感じていますか。(○はいくつでも)

1. 鳴き声がうるさい	(11.1%)	2. 悪臭がする	(2.3%)
3. ふん尿の放置	(28.1%)	4. 病気をうつされる心配がある	(2.0%)
5. 毛が飛んでくる	(3.6%)	6. 犬の放し飼い	(4.3%)
7. その他（具体的に：　　）	(2.7%)		
8. 特に迷惑を感じていることはない	(61.6%)		

【問9】あなたは、現在猫による迷惑を感じていますか。(○はいくつでも)

1. 鳴き声がうるさい	(13.0%)	2. 悪臭がする	(6.4%)
3. ふん尿の放置	(28.8%)	4. 病気をうつされる心配がある	(3.9%)
5. 毛が飛んでくる	(2.0%)	6. 自動車や植木などを傷つける	(7.5%)
7. ごみを荒らされる	(12.2%)	8. 猫の数が増えすぎている	(10.5%)
9. エサやりによるごみの散乱	(6.2%)		
10. その他（具体的に：　　）	(6.1%)		
11. 特に迷惑を感じていることはない	(50.6%)		

【問10】あなたは、もし他人のペットやのら猫のことで困ったときにどのように対処しますか。(○はいくつでも)

1. 自分で解決する	(21.4%)	2. 近隣の方に相談する	(17.1%)
3. 知人・友人に相談する	(18.9%)	4. 保健センターに相談する	(22.0%)
5. 動物愛護センターに相談する	(12.9%)	6. 警察に相談する	(7.0%)
7. 動物病院に相談する	(7.0%)	8. 動物取扱業（ペットショップ、トリミングショップなど）に相談する	(2.7%)
9. どうしていいかわからない	(34.8%)		
10. その他（具体的に：　　）	(5.7%)		



【問 11】あなたは、お住まいの地域で屋外にいる猫を見かけますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|---------|------------|---------|
| 1. よく見かける | (38.9%) | 2. 時々見かける | (45.0%) |
| 3. ほとんど見かけない | (12.1%) | 4. 全く見かけない | (2.9%) |

【問 12】あなたは、のら猫にエサを与えることについてどう思いますか。

(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|---------|--------------------|---------|
| 1. よいと思う | (3.2%) | 2. どちらかと言うとよいと思う | (3.9%) |
| 3. どちらとも言えない | (23.8%) | 4. どちらかと言うとよくないと思う | (25.2%) |
| 5. よくないと思う | (42.6%) | | |

のら猫を増やさない手段として、のら猫を捕獲(Trap)し、避妊去勢手術(Neuter)を施して、元のテリトリーに戻す(Return)という活動(TNR活動)があります。

【問 13】あなたは、公園にいるのら猫を手術することについてどう思いますか。

(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|---------|--------------------|---------|
| 1. よいと思う | (54.1%) | 2. どちらかと言うとよいと思う | (21.4%) |
| 3. どちらとも言えない | (18.0%) | 4. どちらかと言うとよくないと思う | (2.2%) |
| 5. よくないと思う | (3.1%) | | |

飼主のいない猫による迷惑を減らすために、ボランティアや地域の方々が避妊去勢手術をし、その猫が寿命を全うするまで、適切な餌やりやフン尿の始末などを地域で行う「なごやかキャットサポーター活動(地域猫活動)」を本市は推進しています。

【問 14】あなたがお住まいの地区で「なごやかキャットサポーター活動」が行われるとしたら、あなたは参加したいと思いますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|---------|----------------|---------|
| 1. 積極的に参加したい | (1.1%) | 2. できる範囲で参加したい | (18.8%) |
| 3. 参加したくない | (44.1%) | 4. わからない | (33.8%) |

【問 15】《問 14 で、「1」または「2」と回答した方（なごやかキャットサポーター活動に参加したい方）におたずねします。》

あなたは、「なごやかキャットサポーター活動」にどのような役割なら参加できると思いますか。（〇はいくつでも）

1. エサやり・片付け	(51.8%)	2. フン尿等の掃除	(21.0%)
3. 猫の保護	(22.1%)	4. 募金活動等	(12.8%)
5. 資金の寄付等	(38.5%)	6. 情報収集と報告	(22.7%)
7. その他（具体的に： ）	(2.1%)		

【問 16】あなたは、動物愛護センターという施設を知っていますか。

（〇は1つだけ）

1. はい ➡ 【問 17】へ	(69.3%)	2. いいえ ➡ 【問 18】へ	(27.8%)
-----------------	---------	------------------	---------

【問 17】《問 16 で、「1. はい」と回答した方におたずねします。》

あなたは、動物愛護センターが行う次の業務をご存知でしたか。

（〇はいくつでも）

1. 犬猫の譲渡会の開催	(79.4%)	2. 犬猫がいなくなった時の相談	(24.7%)
3. 犬猫に関わるトラブルの相談	(27.1%)	4. しつけなど犬猫の飼育の相談	(27.1%)
5. 動物愛護の啓発	(47.8%)	6. 犬猫が飼えなくなった時の相談	(55.7%)
7. いずれも知らない	(7.2%)		

【問 18】動物愛護センターでは、飼えなくなった犬猫、迷子の犬などの新しい飼主を募集する譲渡会を行っています。あなたは、譲渡会がどのようなところで行われればより多くの犬猫に飼主が見つかると思いますか。（〇は1つだけ）

1. 近隣の公共施設（区役所など）	(17.3%)	2. 民間商業施設	(43.4%)
3. 動物愛護センター	(9.1%)	（ショッピングセンターなど）	
4. わからない	(16.1%)	5. その他（具体的に： ）	(3.3%)

【問 19】あなたは、犬猫の譲渡を受け飼主となる方に寄附金を活用した支援を行うとしたら、どのような支援がよいと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 健康診断	(43.5%)	2. トリミングやシャンプー	(8.7%)
3. 予防接種	(73.5%)	4. 避妊去勢手術	(58.3%)
5. しつけ	(29.4%)	6. 専門家による訓練	(12.3%)
7. その他(具体的に:)	(2.9%)		

動物愛護センター愛護館は「人と動物のふれあいの場」として多くの方に親しんでいただく機会を提供するとともに、動物愛護とペットの適切な飼い方を普及啓発するための教室・イベントの開催などを行っています。

【問 20】あなたは、動物愛護センター愛護館に今後どのような事業に力を入れてほしいと思いますか。(〇は2つまで)

1. 犬猫の譲渡会の開催	(43.1%)	2. 犬猫の正しい飼い方の相談・教室	(48.0%)
3. 犬猫とのふれあい	(12.0%)	4. 子ども向けの動物愛護教室	(15.2%)
5. 動物愛護に関する情報発信	(17.6%)	6. 動物介在活動※	(17.4%)
7. わからない	(13.0%)		
8. その他(具体的に:)	(3.9%)		

※動物介在活動とは、高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活性化等を期待して行う動物とのふれあい活動です。

名古屋市では、繁殖防止措置(避妊去勢手術)を行わなかったため犬猫が増えてしまい、犬猫の健康状態が悪化したり、騒音や悪臭など近隣の生活環境に影響が生じる、いわゆる多頭飼育崩壊が問題となっています。また、多頭飼育の飼主が飼育しきれなくなり、動物愛護センターに引取りを求める事例が増えています。

【問 21】あなたは、多頭飼育の飼主にこういったことが必要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 行政による早期の把握と指導が行える制度	(60.9%)
2. 避妊去勢手術費用の支援	(34.0%)
3. 行政が飼主に代わって避妊去勢手術を行う	(22.7%)
4. 新たな飼主探しの支援	(40.6%)
5. その他(具体的に:)	(8.3%)
6. わからない	(10.3%)

【問22】あなたは、人とペットが共に生きていく社会を築くためには、名古屋市の事業としてどのようなことを重点的に行うことが必要だと思いますか。

(○は2つまで)

1. 広く市民に、動物愛護についての意識を高めるような啓発をする	(17.7%)
2. 地域の方々と協力し、動物による迷惑行為を防ぐような対策を推進する (地域住民との協働による地域猫活動やイエローチョーク作戦(※)の実施など)	(25.0%)
3. 飼主の自覚を促すような啓発をする(人に迷惑をかけないように促すなど)	(30.1%)
4. 飼主等の迷惑行為に対する指導や規制を強化する (犬の放し飼いやのら猫へのエサやりなど)	(37.9%)
5. 動物を扱う業者との連携を強化する	(9.9%)
6. 正しい飼い方をするための飼主支援を充実させる	(14.4%)
7. のら猫対策を強化する(のら猫の繁殖防止など)	(21.6%)
8. 民間組織やボランティアとの連携を強化する	(8.4%)
9. 犬猫の譲渡事業を推進する(身近な場所での譲渡会の開催など)	(17.4%)
10. その他(具体的に:)	(4.4%)
11. わからない	(5.0%)

※イエローチョーク作戦とは、犬のフン害防止対策として、放置された犬のフンの周りを黄色のチョークで囲み、日時を書くことによって放置した飼主に、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法です。

最後に、アンケートを統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。（この質問によって個人が特定されることはありません。）

F1 性別（○は1つだけ）

1. 男性	(42.5%)	2. 女性	(57.5%)
-------	---------	-------	---------

F2 年代（平成31年4月1日時点）（○は1つだけ）

1. 10歳代	(1.7%)	2. 20歳代	(8.1%)	3. 30歳代	(14.2%)
4. 40歳代	(20.2%)	5. 50歳代	(17.7%)	6. 60歳代	(17.3%)
7. 70歳以上	(20.8%)				

F3 住居形態（○は1つだけ）

1. 戸建て	(49.3%)	2. ペット可の集合住宅	(19.5%)
3. ペット不可の集合住宅	(30.2%)	4. その他（具体的に： ）	(0.0%)

F4 住居区（○は1つだけ）

1. 千種区	(5.9%)	2. 東区	(3.1%)	3. 北区	(6.4%)	4. 西区	(6.5%)
5. 中村区	(5.8%)	6. 中区	(3.2%)	7. 昭和区	(5.3%)	8. 瑞穂区	(4.9%)
9. 熱田区	(2.9%)	10. 中川区	(9.7%)	11. 港区	(5.4%)	12. 南区	(5.7%)
13. 守山区	(7.6%)	14. 緑区	(11.4%)	15. 名東区	(8.2%)	16. 天白区	(7.6%)

2 計画の策定経過

計画の策定の参考とするため、以下のとおり意見聴取会、市民アンケート及び検討会を実施しました。

(1) 意見聴取会

ア 譲渡ボランティア

- (ア)対 象 名古屋市動物愛護センターから動物を譲り受けて飼養し、新たな飼主を探して譲渡するボランティア 28 名
- (イ)実施日時 令和元年 5 月 10 日 (金) 18 時 30 分から 20 時 30 分
- (ウ)実施場所 名古屋都市センター 14 階 第 2 会議室 (中区金山町 1-1-1)
- (エ)実施内容 民間事業者 (ファシリテーター) の進行により、「人とペットの共生するまち・なごや」及び「猫の譲渡適性評価」について意見を聴取

イ 動物愛護推進員

- (ア)対 象 名古屋市の動物愛護と正しい飼い方の普及啓発について協力するボランティア 45 名
- (イ)実施日時 令和元年 5 月 21 日 (火) 14 時 00 分から 16 時 00 分
- (ウ)実施場所 名古屋市動物愛護センター 2 階 ワンワン教室
- (エ)実施内容 民間事業者 (ファシリテーター) の進行により、「人とペットの共生するまち・なごや」について意見を聴取

(2) 市民アンケート

- ア 対 象 住民基本台帳から無作為抽出した、名古屋市内に居住する 18 歳以上の者 (外国人を含む) 2,000 名
- イ 調査方法 郵送
- ウ 実施期間 令和元年 5 月 23 日 (木) から令和元年 6 月 10 日 (月) まで
- エ 調査結果 有効回答数 981 通 (49.1%)

(3) 名古屋市動物愛護管理推進計画策定等に関する検討会 (令和元年 5 月設置)

ア 構成員と事務局

構成員	職名・役職等	出席者名
	名古屋市保健環境委員会代表	浅井 秀子
	中村区保健環境委員会会長	
	愛知ペット事業組合長	石原 幹章
	NPO 法人人と動物の共生センター理事長・獣医師	奥田 順之
	岐阜大学応用生物科学部獣医学科客員准教授・弁護士	鈴木 智洋
	広島大学 大学院統合生命科学研究科 陸域生物圏フィールド科学講座助教	妹尾 あいら

新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問	高木 優治
日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 野生動物学研究室助教・獣医師	田中 亜紀
ネスレ日本株式会社	内記 利宏
イオンペット株式会社	松井 宏太
公益社団法人名古屋市獣医師会会長	三浦 春水
上智大学大学院博士後期課程 法学研究科法律学（行政法）専攻	箕輪 さくら
愛知県愛玩動物協会代表	山本 厚
一般社団法人全国ペット協会専務理事 中央環境審議会動物愛護部会臨時委員	脇田 亮治

（敬称略、五十音順）

事務局	健康福祉局健康部食品衛生課	動物愛護センター
	保健センター所長代表	健康福祉局障害福祉部障害企画課
	健康福祉局生活福祉部保護課	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
	教育委員会事務局学校教育部指導室	住宅都市局住宅部住宅管理課
	緑政土木局緑地部緑地管理課	緑政土木局東山総合公園

イ 検討会の概要

第1回	令和元年6月27日（木） 13:30～15:30	譲渡頭数増加に向けた取り組み ・動物愛護センターの機能強化 ・譲渡事業の推進
第2回	令和元年7月23日（火） 13:30～15:30	収容頭数削減に向けた取り組み ・多頭飼育問題への対応
第3回	令和元年8月21日（水） 13:30～15:30	収容頭数削減に向けた取り組み ・のら猫問題への対策
第4回	令和元年9月20日（金） 13:30～15:30	動物の愛護及び管理の推進に関する取り組み ・飼主の指導 ・動物愛護及び適正飼養の普及・啓発
第5回	令和元年10月24日（木） 13:30～15:30	検討会の意見まとめ ・名古屋市動物愛護推進計画案 ・名古屋市動物愛護管理条例改正の考え方案